

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について

内閣官房国家安全保障局では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

職 種	一般事務（秘書業務含む）
雇用形態	非常勤
雇用期間	令和４年４月中旬から令和５年３月３１日 (勤務開始日は、２次選考（面接）時にお伝えいたします。） ※ 採用後、１ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※ 上記の雇用期間終了後、勤務実績等により雇用期間を更新することも可能です（但し、令和７年３月３１日まで）。
資 格	高校卒以上で、パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント）が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 １ 日本の国籍を有しない者 ２ 国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ３ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
就業時間	８：３０～１７：１５ ※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。
休憩時間	１２：００～１３：００までの６０分
給 与	日給月給制
日 給	８，３５０円～１０，２６０円／日（経験年数による） その他に賞与、通勤手当（月額５５，０００円以内）、住居手当（月額２８，０００円以内）、超過勤務手当あり。

退職手当 一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

休 日 土日祝日

休 暇 年次休暇 10 日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）

就業場所 東京都千代田区

加入保険 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。

※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用されます。

仕事内容 一般事務の補助（ワード、エクセル等による文書の作成）、電話対応、スケジュール管理、その他庶務的な事務補助全般

採用人数 若干名

応募要領 市販の履歴書（カラー写真貼付）に必要事項及び志望動機（200字程度）など身上事項を記載の上、次のあて先まで郵送願います。
※ 応募書類は返却いたしません。

<あて先及びお問合せ先>

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12

内閣官房国家安全保障局 人事担当

電話（03）5253-2111（代表）（内線82919）

募集期限 令和4年4月8日（金）必着

試 験 1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 1次選考（書類審査）の上、2次選考（面接）を行うこととなった方へのみ、2次選考の方法、日時、場所をご連絡いたします。